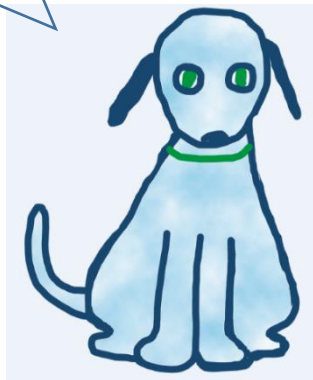


コラムの記載について

かながわ男女共同参画推進プラン ナビゲーター紹介（最終案 目次のページ）

男女共同参画、ジェンダー
平等ってどういうことだろ
う？



わんこさん

一緒に考えていこう！



にゃんこさん

コラム ジェンダー平等とは（最終案P26）

<基本的人権の保障・男女平等>

1946年に制定された日本国憲法において、すべての国民は、法の下に平等であり、性別によって、政治的、経済的又は社会的関係において差別されないことと定められ、「男女平等」が保障されています。

国際的にも、1948年には、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、それ自体が法的拘束力を持つものではありませんが、初めて人権の保障を国際的にうたった画期的なものとしてされています。

さらに、1979年には、「女子差別撤廃条約」が採択され、1981年に発効しました。日本も、1985年に批准しています。

<男女共同参画>

男女平等を当然の前提としたうえで、意思決定過程に参加すること（＝参画）を重要な理念として、1999年に男女共同参画社会基本法が施行されました。同法において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

<ジェンダー平等>

一方、国際的には、生物学的性別（セックス）に対して、社会的・文化的に形成された性別を「ジェンダー」と呼び、その格差は、本来の能力とは関係ない社会的構造として生まれた性別の役割が増幅していった結果であり、そうした性別による不均衡・差別や偏見を「ジェンダーの平等」という主張によって意識的に解消しようという意図で用いられるようになりました。

プランにおいては、ジェンダー、ジェンダー平等を次のように整理します。

ジェンダー

生物学的性別（セックス）に対し、社会的・文化的に形成された点に着目して「性別」に言及するために用いられる表現

ジェンダー平等

「男女共同参画」と比べ、次の意味を明確に内包することが特徴

- ① 性別による不平等や不均衡は社会的な構造に起因する
- ② LGBT等の性的マイノリティを内包する



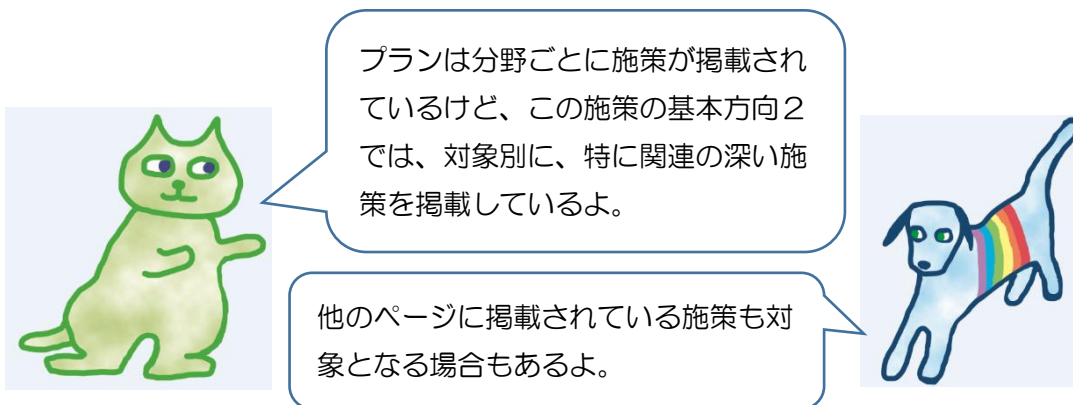
「ジェンダー平等」は「男女共同参画」よりも一歩進んだ考え方として用いられることが多いのかな。



「男女共同参画」も「ジェンダー平等」とめざすものは変わらないんじゃないかな。

日本の現状は世界とまだまだ開きがあるけど、言葉の意味は変化するから、同じように使われるようになるといいね。

コラム 重点目標3施策の基本方向2の構成（最終案P43）



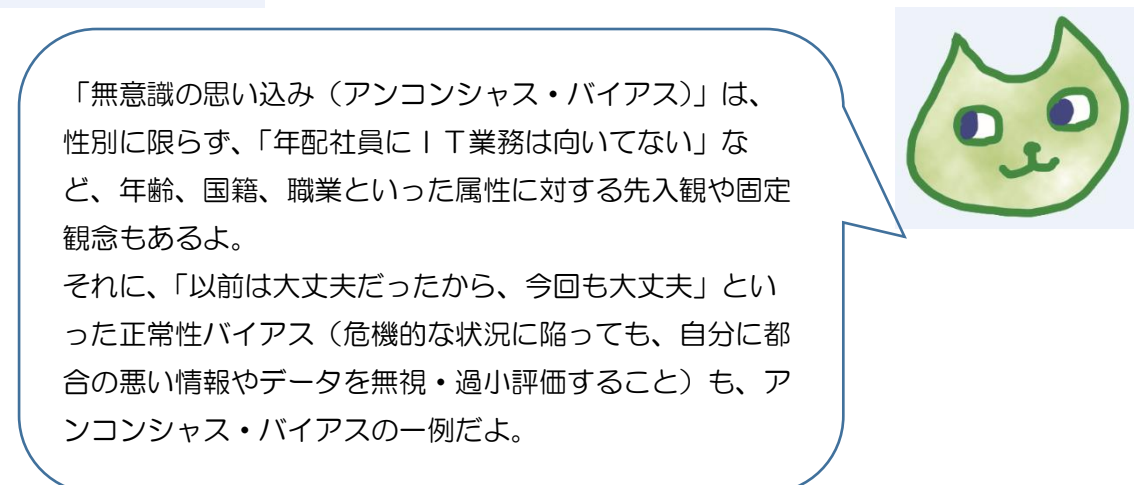
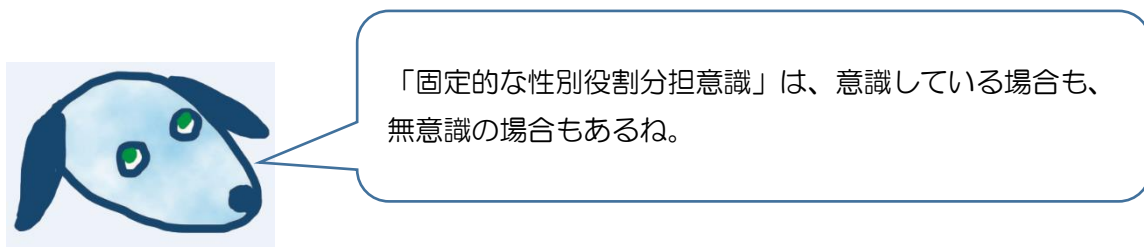
コラム 固定的な性別役割分担意識と無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）（最終案P49）

固定的な性別役割分担意識

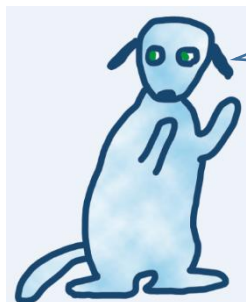
男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「家事・育児等は主として女性が担うもの」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。



コラム ジェンダー主流化とジェンダー統計（最終案P53）



女性と男性のニーズの違いに配慮して物資を備蓄したり、多様性を考慮した避難所の運営を行うことも、ジェンダー主流化の一例だよ。

2ページから23ページの「Ⅱ 現状と課題」に掲載されているグラフも、ジェンダー統計だよ。

